



風連町 名寄市

合併協議会だより

CONTENTS

- 委員会報告
- ・第8回
基本項目等検討小委員会
- ・第9回
基本項目等検討小委員会
合併協定項目協議状況
新市建設計画策定に向けた取り組み状況

協定項目の協議が進められています



委員会の 開催状況

第8回

基本項目等検討 小委員会

日時 平成16年9月1日(水)
午後6時開会

場所 名寄市民文化センター
視聴覚研修室

出席数 17名中14名出席

第8回の基本項目等検討小委員会は、第6回委員会までに提案され、継続協議となっていた項目について協議されました。

協議内容

継続協議事項

- (1) 新市の名称
名寄市委員から要望を出しており、風連町委員の議論を待って今後の協議としました。
- (2) 事務所の位置
新市の名称とあわせての協議としました。
- (3) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
農業委員会の協議を待っての審議とし、継続協議としました。
- (4) 一般職の身分の取扱いについて
協議の結果次の通りとしました。
2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

合併協定項目の協議状況 【基本項目等検討小委員会を中心に以下のように協議がされています。】

A. 基本的な協議項目				
項目名	協議の内容	状況	承認・確認内容	
1	合併の方式	新設合併か編入合併かを選択（事前協議では新設合併）	済	新設合併とする
2	合併の期日	新市として施行する日を決定	済	平成18年3月31日を最終期限とする
3	新市の名称	新設合併の場合は、新市の名称を決定	継続協議中	
4	事務所の位置	新設合併の場合は、新市の事務所（役所）の位置を決定	継続協議中	
5	財産の取り扱い	原則双方の財産は、新市に引き継ぎ	済	すべて新市に引き継ぐ
B. 合併特例法に定める協議項目				
項目名	協議の内容	状況	承認・確認内容	
1	地域審議会及び地域自治組織等の取り扱い	地域審議会設置の有無、構成員の定数・任期を決定	別途協議中	
2	議会議員の定数及び任期の取り扱い	議会議員の定数・任期について決定	済	平成19年4月30日まで在任、新議会定数は26人 合併後最初の選挙のみ選挙区風連8人名寄18人
3	農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い	農業委員の定数・任期について決定	協議中	
4	一般職の身分の取り扱い	合併時の一般職の身分の保障を決定	委員会確認	すべて新市の職員として引き継ぐ、定数管理の適正化に努める など
5	一部事務組合等の取り扱い	一部事務組合、機関の共同設置などの手続きが必要	委員会確認	合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に参加 など
6	地方税の取り扱い	市町民税、固定資産税、軽自動車税などについて決定	継続協議中	
C. その他必要な協議項目				
項目名	協議の内容	状況	承認・確認内容	
1	特別職等の身分の取り扱い	合併後の特別職のあり方について決定	委員会確認	市長の他助役(副市長)を両庁舎に置く、収入役は置かない、報酬は現行額をもとに調整 など
2	条例・規則等の取り扱い	新市の条例・規則の制定、整備方針を決定	委員会確認	合併時に即時制定、合併後に暫定的に施行、合併後に逐次制定し施行、に区分して整備
3	事務機構及び組織の取り扱い	新市の機構・組織について決定	協議中	
4	町・字の区域及び名称の取り扱い	重複する町・字名などについて協議	委員会確認	町・字の区域及び名称は、基本的に従前のとおり
5	慣行の取り扱い	市町章、憲章・花・木・行事などの慣行の取扱いを協議	委員会確認	市章、市の木、花、鳥、技などは、新市において調整する など
6	国民健康保険事業の取り扱い	制度が異なる場合の調整	委員会確認	合併年度及び翌年度は現行どおり、新市で新保険税率の検討、事業は負担の少ない方に統一
7	介護保険事業の取り扱い	制度が異なる場合の調整	委員会確認	適正な統一した保険料を設定、合併年度及び翌年度は現行のとおり、事業は名寄市の例による
8	病院・診療所の取り扱い	病院・診療所の取扱いについて協議	未協議	
9	公共的団体等の取り扱い	それぞれの団体の新市におけるあり方を協議	協議中	
10	使用料・手数料等の取り扱い	各種施設使用料、手数料などを決定	未協議	
11	分担金・負担金等の取り扱い	各種分担金・負担金などを決定	協議中	
12	補助金・交付金等の取り扱い	各種団体への補助金・交付金のあり方について協議	協議中	
13	公社、第三セクター等の取り扱い	公社・第三セクター等の新市におけるあり方を協議	未協議	
14	各種事務事業の取り扱い	新市が行う事務事業について調整	協議中	

(5) 地方税の取扱いについて
 専門部会等の資料による討論素案をもつて議論とするため、継続協議としました。

(6) 特別職の身分の取扱いについて
 協議の結果次の通りとしました。
 市長のほか助役(副市長)を両庁舎に置く。収入役は置かない。報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

(5) 地方税の取扱いについて
 専門部会等の資料による討論素案をもつて議論とするため、継続協議としました。

(6) 特別職の身分の取扱いについて
 協議の結果次の通りとしました。
 市長のほか助役(副市長)を両庁舎に置く。収入役は置かない。報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は法令の定めるところとし、報酬額は現行額をもとに調整する。

審議会・委員会の付属機関について、両市町に設置されており、新市においても設置する必要のあるものは原則として統合する。一方のみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。人数、任期、報酬額は現行制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置

(7) 慣行の取扱いについて
 市草、市の木、花、鳥、技などは、新市において調整する。

憲章及び各種宣言については、新市において検討する。

国内外との交流事業は、新市において調整する。

名誉市・町民、市・町民栄誉賞、文化賞及び功労賞については新市においても継続する。

出初式や成人式など、各種式典は新市において調整する。

小委員会で確認した項目は、第4回合併協議会に報告され協議されます。

第9回
 基本項目等検討
 小委員会

日時 平成16年9月13日(月)
 午後6時開会
 場所 風連町役場大会議室
 出席数 17名中14名出席

第9回の基本項目等検討小委員会は、継続協議項目及び新規で4件の協議項目について協議されました。

協議事項

継続協議事項

(1) 国民健康保険事業の取扱いについて
 協議の結果次の通りとしました。
 国民健康保険税の税率及び賦課方式は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及び翌年度においてはそれぞれ現行のとおりとする。

なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し新たな保険料率の検討を行うものとする。保険給付事業及び保健事業については、加入者負担の少ない方に統一する。

(2) 介護保険事業の取扱いについて
 協議の結果次の通りとしました。
 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な統一した保険料を設定する。ただし、合併年度及び翌年度については、現行のとおりとする。

給付事業の内容は新市の計画が施行されるまでの間、名寄市の例による。

(3) 地方税の取扱いについて
 2市町で差異のある税目の取り扱いは、引き続き協議としました。

新規協議事項

(4) 一部事務組合等の取扱いについて
 協議の結果次の通りとしました。
 一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日加入する。

ただし、風連町が加入している北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併の前日を以て当該組合から脱退する。

(5) 条例・規則等の取扱いについて
 協議の結果次の通りとしました。
 条例・規則の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分で整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要のあるもの。
 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要のあるもの。
 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

(6) 事務組織及び機構の取扱いについて
 幹事会から次の方針が提案されたが、より具体的な討論素材の提案を待つて協議することとした。
 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
 『新市における事務組織・機構の整備方針』

ア両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構

イ地方分権における行政課題的確に対応できる組織・機構

ウ住民の声を反映できる組織・機構

エ住民が利用しやすい組織・機構

オ指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構

カ簡素で効率的な組織・機構

(7) 町名・字名の取扱いについて
 協議の結果次の通りとしました。

2市町の区域内の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のとおりとする。ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ、新市において変更を行うこととする。

小委員会で確認した項目は、第4回合併協議会に報告され協議されます。

新市建設計画策定に向けた取り組みの状況 【新市建設計画小委員会】

新市建設計画の策定に向けては、「まちづくり懇話会（ワークショップ）」・「住民アンケート」で出された意見や要望を元に『新市将来構想』がまとめられ、住民の皆さんには「ダイジェスト版」として配付されました。

新市建設計画小委員会では、今後示される財政推計（合併後15年間のおよその財政見通し）を踏まえて事業の見通しを盛り込んだ計画を策定する作業に入っています。

この計画が策定された後は、再度住民説明会（11～12月に予定）を開催し皆さんのご意見をお伺いしていくことになっています。

新市建設計画は、新市発足後の基本方向を定める大切な計画となるため、新市建設計画小委員会では、定例の委員会のほかに基本的な課題の確認や研究、疑問点の解消のために『懇話会』を設置して活発な活動を進めています。これまでに開催された懇話会の活動状況についてお知らせします。

1. 懇話会の開催状況

- | | | | |
|-----|---|---------|----------------|
| 第1回 | 7月16日（金） | 午後6時 | 風連望湖台同友会コテージ |
| | 内容「懇話会運営・進め方、新市建設計画スケジュール、懇談項目；住民自治・地域コミュニティ観光振興」 | | |
| 第2回 | 8月8日（日） | 午後1時30分 | 名寄市民文化センター視聴覚室 |
| | 内容「新市将来構想、懇談項目；文教、産業」 | | |
| 第3回 | 8月20日（金） | 午後6時30分 | 風連町役場第2委員会室 |
| | 内容「懇談項目；社会福祉、合併特例債、広域関係」 | | |
| 第4回 | 9月2日（木） | 午後6時 | 名寄市民文化センター視聴覚室 |
| | 内容「行政改革の取組み、役所機能の充実、情報開示、住民参画・協働によるまちづくり、職員人材活用」 | | |
| 第5回 | 9月21日（火） | 午後6時 | 名寄市民文化センター視聴覚室 |
| | 内容「懇談項目；生活・自然環境、懇話会まとめ、新市建設計画に向けて」 | | |

2. 新市建設計画へ反映させる主な事項

項目別	基本理念・方向性として盛り込む事項
総論	自治基本条例(仮称)の制定 一体性の確保 地域の存続(歴史・文化等の継承)
住民自治・地域自治組織の確立	現行の行政区・町内会は、双方の地域の設立背景・歴史・性格上の差異はあるが、年月をかけて認め合い、理解し合って自治会等への移行を目指す 自治区の制度設計 参画を基本とした地域コミュニティの形成 上記を含め、住民参画・協働を基本とした取組の展開
保健・医療・福祉の充実	幼保一元化の検討 施設の効率的な管理運営
環境・生活基盤の整備	総合的なごみ対策及び施設整備(再資源化・減量化) 総合的な利雪克雷対策の推進 効率的な道路整備及び管理
産業の振興	農業生産基盤の確立に向けた試験・研究の充実 憩いと休養の場づくりを主とした観光の振興 新市・地域特性を活かした観光イベントの創設 環境に配慮した森林整備の推進
生涯学習・文化・交流の推進	効率性・機能性に配慮した施設の充実(整備) 「学習の里」構想；人材・自然・施設を活かした体験学習の推進 交流の推進

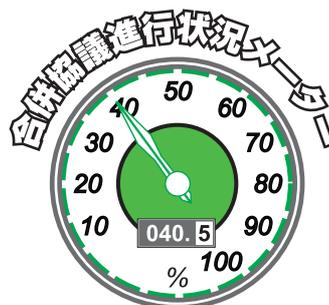
協議会・小委員会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開となっています。傍聴を希望される方は直接会場へお越し下さい。

なお、会場の規模によって人数制限を設ける場合がありますのでご了承下さい。

問い合わせ先

風連町・名寄市合併協議会事務局または
風連町役場・名寄市役所内合併担当窓口



今月までの協議進行状況を表現しています。(目安です！)

協議会ホームページをご活用下さい

合併協議会のホームページを開設しています。各会議日程や資料・会議録などを出来るだけ早くお伝えしていきます。下記のアドレスからアクセスして下さい。

また、協議会事務局へのメールも送ることができます。皆さまのご意見をお待ちしております。